

# 風 香 ～ふうか～

2019年 春号

## 喜色満面

4月は新年度がスタート  
する時期です。

入学、進学、入社などで  
フレッシュな人たちがあ  
ふれるこの時期、気持ち  
も新たに頑張っていきた  
いと思います。

### 掲載内容

1. 消費税の軽減税率制度
2. 労務情報
3. ふるさと納税は見直しへ
4. お仕事カレンダー



夢は実現する

林 公認会計士事務所

〒444-0879

愛知県岡崎市竜美中2丁目3番地14



TEL 0564-57-2559 FAX 0564-58-3811

Email hayashi-k@r4.dion.ne.jp



## 消費税の軽減税率制度

# 新税率の適用は10月から 複数税率への対応は要注意！！

2019年10月1日を施行日として、消費税及び地方消費税（以下、消費税等）の新税率が適用されます。同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

### 旧税率と新税率

旧税率と新税率は以下のとおりです。

区分	税率	現行 (旧税率)	2019/10/1開始(新税率)	
			標準税率	軽減税率
消費税率		6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率		1.7%	2.2%	1.76%
合計		8.0%	10.0%	8.0%

### 帳簿及び請求書等の注意点

消費税が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減税率対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。また、それらの書類を保存することが軽減税率適用の要件とされます。

### 軽減税率（8%）の対象品目

#### 飲食料品

軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

#### 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

### 軽減税率対策補助金の活用

軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入、受注システムの改修、請求書等の作成に係るシステムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する下記の3つの制度があります。

- A型：複数税率対応レジや発券機の導入等支援
- B型：電子的受発注システムの改修等支援
- C型：請求書管理システムの改修等支援

※詳細につきましては、当事務所担当者までお問い合わせください

## 労務情報

# 年次有給休暇の取得義務化に 関する実務上の注意点

働き方改革関連法が順次施行されることに伴い、4月から年10日以上の子年次有給休暇（以下、有休）が付与される従業員について、使用者は年5日の年休を確実に取得させることが義務となります。この年休の取得義務化に関する通達が、昨年12月に厚生労働省より発出されたことから、実務上の注意点を確認しておきましょう。

### 取得日の指定と就業規則の変更

年休の取得義務化により、使用者は年5日の年休について、従業員に取得を希望する時季を聞き、その希望を尊重しつつ取得日を指定し、取得させる必要があります。ただし、従業員が自ら取得した日数や労使協定による計画的付与で取得した日数（いずれも取得する予定の日数を含む）はこの5日から差し引くことができます。なお、今回新設された使用者による時季指定を行う際には、就業規則に時季指定の対象となる労働者の範囲や時季指定の方法などを記載する必要がありますので、就業規則の変更を忘れずに行うようにしましょう。

## 取得義務化の対象者

今回の取得義務化の対象者には、管理監督者や年10日以上の子休が付与されるパートも含まれます。また、年度の途中で育児休業等から復帰した従業員も対象者となるため、復帰後に年5日を取得させる必要があります。ただし、復帰した日によっては、子休を取得させることとなる残りの期間の労働日数が、使用者が取得日の指定を行う必要のある子休の残日数より少なく、5日を取得させることが不可能なこともあります。このような場合は対象になりません。

## 正社員以外の労働者に対する年次有給休暇

正社員以外であっても所定労働日数が週30時間以上、又は週5日以上となる労働者に対しては正社員と同じ日数の年次有給休暇が付与されます。

なお、上記要件に満たないパートタイム労働者などの所定労働日数の少ない労働者については右表のとおり、所定労働日数に応じて年次有給休暇が付与されます。

また、赤枠に該当する従業員においては年5日の取得義務化の対象となりますので注意が必要です。

週間所定労働日数	1年間の所定労働日数	付与日数	継続勤務年数						
			6ヵ月	1年6ヵ月	2年6ヵ月	3年6ヵ月	4年6ヵ月	5年6ヵ月	6年6ヵ月以上
4日	169日～216日	付与日数	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日		5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日		3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

子休の取得義務化では、従業員に確実に子休を取得させる必要があります。罰則が定められた制度であり、法律の施行が4月からのため、対応に向けてお困りのことがあるときには、労働基準監督署等にご相談ください。

## ふるさと納税は見直しへ

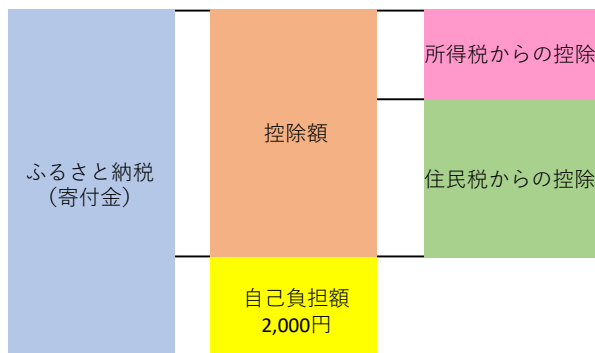
## 過度な返礼品の自治体への寄付は対象外に！

昨年閣議決定された「平成31年度税制改正の大綱」では、指定を受けた自治体以外への寄付は、ふるさと納税制度の対象外となる見直しが盛り込まれています。この指定を受けるには一定の基準を満たす必要があり、特に返礼品を送付する自治体は、①返戻割合は3割以下、②返礼品は、地場産品、の要件が求められることとなります。

## ふるさと納税制度のイメージと利用の推移

自治体への寄付金のうち、2,000円を超える金額のうち一定額まで、所得税や住民税から控除を受けることができます。これまでの自治体がふるさと納税として受け入れた額と件数をまとめたものが下のグラフです。ここでは、東日本大震災に係る義援金等は除かれていますので、ご注意ください。

### ふるさと納税制度のイメージ



総務省ふるさと納税ポータルサイト「ふるさと納税の概要」より作成



# お仕事カレンダー 2019

月	日	曜日	項目	月	日	曜日	項目	月	日	曜日	項目
4	1	月		5	1	水	新天皇即位	6	1	土	
	2	火			2	木			2	日	
	3	水			3	金	憲法記念日		3	月	
	4	木			4	土	みどりの日		4	火	
	5	金			5	日	こどもの日		5	水	
	6	土			6	月	振替休日		6	木	
	7	日			7	火	固定資産税(第1期分) 納付期限		7	金	
	8	月			8	水			8	土	
	9	火			9	木			9	日	
	10	水	源泉所得税(3月分)、 住民税(特別徴収) 納付期限		10	金	源泉所得税(4月分)、 住民税(特別徴収) 納付期限		10	月	源泉所得税(5月分)、 住民税(特別徴収) 納付期限
	11	木			11	土			11	火	
	12	金			12	日			12	水	
	13	土			13	月			13	木	
	14	日			14	火			14	金	
	15	月	(住民税)給与支払報告に係る 給与所得者異動届 提出期限		15	水			15	土	
	16	火			16	木			16	日	
	17	水			17	金			17	月	
	18	木			18	土			18	火	
	19	金			19	日			19	水	
	20	土			20	月			20	木	
	21	日			21	火			21	金	
	22	月	所得税の確定申告納付 口座振替日		22	水			22	土	
	23	火			23	木			23	日	
	24	水	個人消費税の確定申告納付 口座振替日		24	金			24	月	
	25	木			25	土			25	火	
	26	金			26	日			26	水	
	27	土			27	月			27	木	
	28	日			28	火			28	金	
	29	月	昭和の日		29	水			29	土	
	30	火			30	木			30	日	個人の住民税(第1期分) 納付期限(7月1日)
			31	金	住民税の特別徴収税額の通知  自動車税・軽自動車税 納 付期限						

## お仕事備忘録

- ・給与の社会保険料について、3月分(4月納付分)より、介護保険料が変更となります。(協会けんぽ、医師国保)
- ・7月10日期限で、算定基礎届の提出があります。算定基礎届は、4~6月給与額の平均を算出し、9月分(10月納付分)からの社会保険料額を決定します。
- ・7月10日期限で、労働保険料申告書の提出・納付があります。